



特定社会保険労務士

ヒライ先生のQ&A

(PROFILE) 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

(現在) 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

電通事件 その2

電通過労自殺事件 (東京地裁平8・3・28、東京高裁平9・9・26、最高裁2小判平12・3・24)

この事件における労働者F(被災者)の労働時間はどの程度の長時間労働となっていたのかみてみましょう。
平成2年7月から平成3年8月までの間にFが勤務状況報告表によって申告した残業時間の各月の合計は、別紙の「申告残業時間」欄に記載のとおりです。

別紙

	月間上限時間	申告残業時間	午前2時以降退勤
平成2年 7月	60	87 (深夜15)	4
8月	60	78 (深夜12.5)	5
9月	80	62.5 (深夜10)	2
10月	80	70.5 (深夜6、休日13)	3
11月	80	66.5 (深夜10)	5 (徹夜1)
12月	60	62.5 (深夜12.5)	6
平成3年 1月	60	65 (深夜12、休日6)	10 (徹夜3)
2月	60	85 (深夜20.5、休日8.5)	8 (徹夜4)
3月	80	54 (深夜8)	7 (徹夜2)
4月	80	61.5 (深夜8)	6 (徹夜1)
5月	60	56 (深夜1、休日7)	5 (徹夜1)
6月	80	57.5 (深夜3、休日11)	8 (徹夜1)
7月	60	73 (深夜4、休日9)	12 (徹夜8)
8月	80	48 (深夜4.5、休日3.5)	9 (徹夜6)

(凡例)

1 単位は、「月間上限時間」欄及び「申告残業時間」欄にあっては時間であり、「午前2時以降退勤」欄にあっては回数である。

2 「申告残業時間」欄の括弧内は、「深夜」とあるのは午後10時から翌日午前5時までの間に行われたとされる残業の時間を、「休日」とあるのは休日に行われたとされる残業の時間をいい、それぞれ内数である。

3 平成3年8月について、「月間上限時間」欄の記載以外は、同月1日から同月22日までの結果である。

※しかしながら、右申告に係る残業時間は、実際の残業時間よりも相当少なく、また、右各月においてFが午前2時よりも後に退勤した回数は、別紙の「午前2時以降退勤」欄に記載のとおりであった(同欄の括弧内の数字は、右のうち終夜退勤しなかった回数である)。Fは、退勤するまでの間に、食事、仮眠、私事等を行うこともあったが、大半の時間をその業務の遂行に充てていた。
との事実認定がされています。

(参考) 過労死ライン 基発第1063号平成13年12月12日

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について(抜粋)
(1) 発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱い。なお、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できること。

(2) 発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること。

〈つづく〉